

平成25年度第1回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成25年5月22日（水）14時00分～16時9分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

- (1) (仮称) おおたかの森センターについて
- (2) 文化芸術振興条例について
- (3) その他

4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 渡邊英一委員 皆川委員 濱田委員
辻野委員 山中委員 川上委員 石川委員 井田委員
小林千穂委員

5 欠席委員

渡邊哲也委員 小宮委員

6 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
渋谷公民館長 小川図書・博物館長
須田図書・博物館次長 松本公民館次長
玉田生涯学習課長補佐 菊本生涯学習課係長 國崎臨時職員

7 傍聴者

なし

会議前に委嘱状交付式

後田教育長から新規委員2名（1名欠席）に委嘱状の交付と挨拶があった。

8 会議録

14：00開会

(小林会長)

本日は、11名ご出席ということで、会議は成立しております。この審議会では、事務局のご要望で、割合ロングタームで検討していく項目と、それから、その時々の問題をここで討論をしてその場である程度結論を出してしまう項目がございます。

それで、本日お配りしました議題の中の小中併設校の問題とおおたかの森センターの問題については、今日から審議、議論を始めていただきまして、本年度中くらいにある程度まとめて生涯学習部の方に、審議会の意見として答申しようと思っております。ということは、この2つはロングタームの問題であります。その後いくつか事務局の方からご提案がございますが、それにつきましては、今日、ある程度結論を出そうと思っております。そこで、小中学校の併設の問題とおおたかの森センター、文化条例については、何が問題点なのか、何がこの審議会で審議してまとめていかなければならないのかという問題の所在を理解するという意味で、今日は事務局のお話を聞いていただきたいと思います。それで、事務局の説明の後、その問題点をクリアするためにいくつかの討議をしながら今日は終わりにしようと思っております。では、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

(仮称) おおたかの森センターについて説明

(小林会長)

開放公共施設について、皆様のお手元にあると思うのですが、これはすでにある程度市民が利用できる施設として流山市に存在するものですが、こういうものとの違い、特徴は、事務局の方としてはどうお考えなのですか。

(事務局)

それぞれ施設は、施設の設置目的によって設置されており、例えば、

公民館は社会教育法に位置づけられた施設で、今回整備を予定している施設については、地域交流というコミュニティ機能を有したものです。国からの交付金の関係もありまして、地方自治法による公の施設という形で設置するということになりました。例えば福社会館なども公の施設になります。

(小林会長)

そうすると、学校施設の中にこれを入れるというのは、今回が初めてですか。流山市としては。

(事務局)

小山小学校には福社会館が併設されており、整備の手法は違いますが、2事例目ということになります。

(小林会長)

すでにこれまで議論された中で、併設一貫校の中にこのオープンのスペースを作るという議論を行ってきたと思うのですが、そのいきさつとこの結論に至った理由をもうちょっと皆さんに説明していただけますか。

(事務局)

最初は、これから区画整理の中で新しい街ができてきて、そこにはコミュニティの核になる地域交流の場が必要だろうということでコミュニティ施設として考えていた経緯があり、助成金もそんな形で準備を進めておりました。ところがやはり、行政は公平にと考えますので、コミュニティ施設を行政がお金を出して設置するというのはあまりないのですね。地域の方たちが、自治会館であるとかそういう交流施設を自分たちの積立で作ってくださっていたり、マンションの一角をそういうふうにしてくださっていたりしていますので、やはりその地域に限定するのは無理があるだろうというお話になりました。それであれば、教育委員会、同じ学校施設、教育施設の中でございますので、教育委員会で所管したらどうかというお話をいただきました。それで、つくばエクスプレス沿線でいうと、南流山駅には南流山センターがあって、流山セントラルパーク駅には生涯学習センターがあるので、流山おおたかの森駅の徒歩圏

で、(仮称) おおたかの森センターという生涯学習施設として管理してはどうかという話になりました。それであれば、これは補助金の絡みとかがあって、どこまで現実かどうかわかりませんが、小学校の体育館が後ろにございまして、小学校の体育館は土日ですとか夜間、学校が使っていらっしやらない時には貸出をしておりますが、貸出などを委託できたらいいなということで、教育委員会の中で完結できたらいいな話になっていきました。貸出としては当然あるのですけれども、自主事業もできるというような機能を持たせようということで、教育施設というような位置づけになってきた経緯がございます。

(小林会長)

どうもありがとうございました。もうひとつ、最初の説明の中で、平成26年度の6月の議会で設置管理条例を作ったり、それから、12月の議会では業者選定、要するに指定管理者の業者選定を行うということですが、最初の方の設置管理条例というものに盛り込まれるものはどういふものなのでしょうか。それを皆様に。

(事務局)

一般的には、施設の名称、それから施設の設置目的、指定管理者による管理ということであればそちらを規定します。それから利用料金、この辺が条例の使用規定部分になります。

(小林会長)

今言ったようなことを、ある程度明確にしていくための議論が行われれば嬉しいなという感じですね。

では、今までのご説明、それから今日のやりとりをお聞きになって、先ほどの設置管理条例というものを考えていく上でこんなことを聞いておきたいというご質問をぜひ皆様方からお伺いしたいと思います。どなたからでも結構です。

濱田先生どうですか。

(濱田委員)

これは場所からいうとおおたかの森の至近ですよ。それこそNPO

さとやまの皆さんとかがいろいろやっているところで、おおたかの森に行く時の拠点は今どこかあるのですかね。つまり、ここはそういう役割がでてくるという気もするので、ちょっとそれを確認したかったのです。

(事務局)

位置的には、おおたかの森が県立公園として整備されるという当初予定があって、今、どういう状況なのかということをおおたかの森に確認したのですが、具体的には、いつ頃こういうふうには整備されるというイメージがまだないということです。濱田委員のおっしゃったような拠点施設というのも考えられると思うのですが、今回はそういう環境を視点を、コンセプトに加味しないということではないのですが、ハード部分につきましては、学校教育と社会教育、生涯学習の中の連携で特色を付けつつ、一方ソフトの部分では、講座だとかの自主事業といった部分で環境のメニューについて行おうという腹案はあるのですが、ハード部分では、今のところ予定はないというのが実際的なお話です。

(濱田委員)

おおたかの森のどこまで開発するかどうかということが難しいところで、開発した途端にオオタカがいなくなってしまうと困ってしまうので、その立地状況というのがかなり大きいのかなという気がしたものですから。

(小林会長)

いきなりで申し訳ないですが、校長先生、2人いらっしゃるのですが、学校の中に、こういう施設が共存し、管理者としては、学校の校長先生の管理以外の方がそこを管理運営していきます。そういうものを共存していくという点で、何か管理の在り方を問うというようなことについて、ご意見があれば。

(皆川委員)

市民の方と生徒が、平日ですと、また土日でもクラブをやっていますから、接触するということもありますから、校長としてはそういう時にトラブルがなければいいなという気持ちにはなります。小学生だと相手は

大人で、今はいろいろな大人がいますので、小学生が被害者になる場合もあります。ですから、垣根がなくなるというと、校長としては不安な面はあるのですね。

ホール200名とありますが、このホールというのは、床はどういった形ですか？

(事務局)

フラットで椅子を出すと200名位座れますということです。ステージ機能、付帯備品、その辺についてはこれからなのですが、学校で講堂のような使い方もできるでしょうし、フラットですので、椅子を出さなければ、夜間や土日であれば社交ダンスなどいろいろできると思います。

(皆川委員)

おそらく学年単位ならば使えるでしょうけれども、全校となると、ちょっと申し訳ないけれど少ないです。そうすると学校教育と関連して何かこのホールを使うとなると、意外と使い勝手によっては限定されていくのではないかと、市民の方が中心に使っていく施設になるのではないかと思います。駅からも近いし、マンション群からも近いということで、きっと多くの市民がいろいろと使うことになります。そうすると、先ほど言ったような不安があるということですね。

(渡邊委員)

小学校の立場からしてみると、併設校の敷地とセンターの敷地が完全に分離していて、出入り口も分かれています、その管理もしっかりと分かれていますということであれば、子どもたちとの接触もそんなにあるわけではないのではないのでしょうか。例えば、運動会の練習をやっている時や、反対にホールでエレキの演奏などをしていたりすると防音の部分では問題は出てくるかもしれませんが、接触という面ではそんなに問題はないと思います。

(佐々木副会長)

以前の話では、完全に塀などで囲まないという話でしたが、囲むのですか。

(事務局)

学校全体を高い塀で囲むことはなく、風の通り道を考えて、隣地の森を活かそうということです。ホールや会議室は隔離された状態になっていますが、体育館などを開放した時に、トイレは学校のものを共用することになります。

(佐々木副会長)

そうすると、完全に敷地の中であって、使用上は使い分けということでは仕切るが、体育館のトイレは共用というように、出入りは自由になるのですね。

(事務局)

夜間の学校開放の体育館の開放ということだとそういうことになってしまいます。おたかの森センターにもトイレはありますし、子どもがいる時には体育館は貸さないで、平日の昼間は隔離されます。普段は鍵がかかっていて、開放された時にそこを通ってもらう形になります。

(佐々木副会長)

ホールの下は木材か、どんな床材を使うのですか。ホールを使っても使う使用目的は何かが見えないです。ダンスであればダンスができる床でなくてはならないので、そのあたりが見えてきません。単に講義用ではないと思いますので、フロアのことなどいろいろと考えていかなくてはならないのではないのでしょうか。

(事務局)

学校全体の検討委員会があり、コスト等も含め、これから細かく決めていきます。今は学校全体の実施整備が終わってこれから細かな点をやっていきますので、ダンスも可能にした方がよいという意見があれば、その意見を持っていき、予算もありますのでその中で検討してもらいます。

(小林会長)

今のところランダムにご意見を伺っています。どなたかありませんか。

(小林委員)

学校開放の場合は有料化を目指しているとのことでしたが、それは使用料ということでしょうか。

(事務局)

一つの案として照明代くらいはいただいてもいいのではないかという意見がでています。というのは、学校の子どもたちが節電をして楽器がほしいというような努力をしているにもかかわらず、我々大人の団体が電気を使って、付けっぱなしで帰ってしまうというようなことがあると、子どもたちの努力が無になってしまいますので、そこは分けた方が良くはないかという意見がでていう状態で、こういう方針で決まったということではありません。

(小林委員)

自主事業については、ホール、会議室のみについてでしょうか。学校開放は別でしょうか。

(事務局)

今のところ、ホールと会議室のみで考えています。学校開放でお金をとって自主事業をするということが、法的にできるかどうかということが研究課題になっており、まだ結論がでていません。

(石川委員)

施設充実させるための地域の図書室のような機能についてはどうでしょうか。

(事務局)

図書室について、現在の予定ですと併設校の2階部分に想定しています。ホール、会議室は1階部分ですが、それとは別のフロアで予定されています。

(川上委員)

自主事業については、一般の方が立ち上げてよいのでしょうか。

(事務局)

先ほど言った自主事業については、指定管理者が施設を管理する延長線上で、施設的环境なども踏まえてできるソフト事業もあるかなということ。利用される方は公の施設ですから、他の施設同様、学校教育に影響のないものについては受け入れしていくような形になろうかと思えます。学校については学区ということで対象エリアがありますが、地域交流センターは学区だけにしぼられるものかどうかということについては、そうではないという考えがあるので、この辺については条例を作りながら整理していきたいと思えます。

(川上委員)

せっかくの小中併設校に地域交流センターということなので、小学生は小学生というのではなくて、子どもから大人までできる事業を作っていければ賛同者も増えるのではないかと思えますので、その辺は取り入れていただきたいです。

(辻野委員)

指定管理者の管理範囲はセンターだけですか。

(事務局)

今、施設整備する部分では、おおたかの森センターではその部分です。学校そのものには、学童クラブも敷地内にありますが、それは福祉部門で違う指定管理者というように、管理が少し細分化された形になっていて、こちらの審議会では、ホールと2つの会議室についての指定管理条例を作る上での、利用形態、コンセプトと言った部分についてご議論をお願いしています。

それで、あわせて、学校開放や図書館との関係等については、別メニューで考えていただきたいと思えます。

小山小との比較となりますが、小山小は学校全体がPFIですので、福祉会館や学童、図書室など、そこに入っている施設を全部一つの会社をお願いしていますが、今回のセンターは、今までの例でいうと5年スパンで考えて、センターの部分だけを、施設管理、事業管理、貸出すべてをお願いするという形を考えています。

(石川委員)

小さな生涯学習センターが、小学校の敷地にあるということですね。平日は地域の方々のための自主事業、企画講座が行われるということで、土日も運営するのであれば、お子さんも多い地域なので、せっかくなので、お子さんと地域の方の交流やお子さんが参加できるいろいろな企画を自主事業とされる場にされたらよいと思います。

(井田委員)

図面をみますと、施設全体の真ん中にセンターがあって、周りが学校ということになるので、やはりここを小中学生が行き来するのでしょうか。

(事務局)

近くを通ります。入口は別です。交流したいという思いとセキュリティの問題というのが常に課題です。

(井田委員)

当初、設計された時にはもっとセンター利用者と児童、生徒さんとの交流を意識された設計ではないかと思ってしまったのですが、そうではなくて、セキュリティの問題のために分けましょうという方向になっていくということを前提として考えると、いくら仕切りを作っても入ってしまう人はいると思うので、明らかにここからは学校の施設だから入ってはいけないと思わせるようなデザイン、誰が見てもわかりやすい表示は必須だと思います。

(辻野委員)

私たちが今まで持っていた学校とは、生涯学習センターとはこういうものだというイメージを取り払って、新しいものを造るというアイデアなのだから、管理運営が良い方向に進めば最も良いものになるし、変な方向に行ったら最悪の事態になるなという感じを受けます。

(皆川委員)

立地条件も良い場所で、施設はホールと会議室2つであるので、殆ど

常時埋まっていて借りたくても借りられない状況が想像できるので、使用についてはある程度限定していかないと、特定の人たちが使っているというものになってしまう可能性もあるので、使用の目的をはっきりした方が良いのではないのでしょうか。一般的な文化施設的な形にするとお稽古ごとも含め、いろいろな人が入ってくるので、良い施設なだけに一般の人でも使いたいのではないかと少し心配です。

(山中委員)

今、学校の中を借りて学童保育をしています。先日運動会があり、通常はシャッターを閉めてセキュリティをかけている通路を、楽器を運ぶために使用し、運動会後学校がシャッターを閉め忘れてしまい、振替休日の月曜日に、学童の児童がそこを通ったら警報がなってしまったということがありました。土日の学校開放で少年野球チームやサッカーチームが校庭を使い、自主事業で一般の方が使うことになるので、学校と指定管理者の間の連携が必要となり、管理をするにあたっては、教育委員会、生涯学習課さんと、学校の先生たち、学童クラブが一つの会議体を造って連絡を取り合うことが必要だと感じました。

また、200人収容のホールというのと、ピアノやダンスの発表会で利用すると思いますが、その時の車の出入り、駐車場をどうするかということが気になります。

(事務局)

学校は本来徒歩圏ですので。

(山中委員)

学校行事は徒歩でということになるかと思いますが、地域交流センターとして駐車場はどうかのでしょうか。

(事務局)

学校は、本来徒歩圏なので、今のところの計画では18台程度です。今までは駐車場があるのが当たり前でしたが、今では、市外の施設でも少なくなっています。有料駐車場が出来てくるかとも思うのですが、課題ではあります。

(小林会長)

これからいろいろと考えていけば良いことですが、何を考えなくてはいけないかという、小学校と中学校を併設し、その近くに新しくコミュニティが使える施設を作ったということが出発点であり、それならば、なぜそれが良かったのか、目的に合うのかということを考えなくてはなりません。

これを指定管理に出すとすると、なぜ出すのか。行政が管理するよりも安く上手に管理してほしい。そうした管理をするためには、行政からのお金だけではなくて、ある程度の自主事業を運営しながら、その施設を維持、発展させてもらいたいということで指定管理にするわけです。

そうすると、2つの前提条件があって、1つはその目的であり、なぜその3つを1つに作ったのか、1つに作ったからには、指定管理でそれを上手に運営してくれよ、私たちが望む良い運営の仕方ということではないかと思えます。だけれども、指定管理の方からもっと良い意見がでてくれば、それも組み合わせながらよりよい結論を出していくという方向は、ということだと思います。

今日は自由に意見を言ってもらいましたし、実際にできそうなことも大体見えてきました。そこで、できれば最初の目的のところを、お金の問題や補助金とかありますが、それは置いておいて、こうやってスタートする理由づけができるポジティブな方向を決めていきたいと思えます。

あと2回くらい審議会がありますが、審議会ですつて本番で議論するのではなくて、少人数のグループを作らせていただきまして、このスタートのところをもう一度よく議論して、それから自分たちの理想は何かというところを打ち合わせして、次の審議会ですつてみたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この辺で1の議題は閉めて次に行きたいと思えます。

次の文化条例について、事務局から、これまでのいきさつ、なぜ今回このようなものがでてきているのか、どんな可能性があるのか、わかる範囲でご説明ください。

(事務局)

文化芸術振興条例について説明

(山中委員)

文化条例ということで、まず大阪の橋下知事が人形浄瑠璃や楽団の助成金をカットしたこととつくば市のことが浮かびました。つくば市は、文化芸術振興基本条例を作っているようですが、大きなホールがあって、オーケストラの養成に若い人が入っていたりしています。橋下式も頭に浮かんだので、流山に財政的な余裕があるのか、支援すれば盛り上がる基盤があるのか、新撰組、一茶、太鼓などの伝統文化もあるので土壌はあると思うが、条例でするほどその基盤が出来上がっているかといえど不安を感じます。行政として、こことここあたりは、条例ができたという多少の意図というものはありますか。

(事務局)

市民団体については、流山フィルハーモニーとかミュージカルとかありますが、先ほどの(仮称)おおたかの森センターのお話で、これから住民が増えるのにこの規模ではすぐにいっぱいになってしまうといったお話もありましたし、つくばエクスプレス沿線は人口が増えるので、南流山センター、生涯学習センターがあって、おおたかの森センターができて、一方新体育館は、現在の設計では、マーチングバンド等を上から見られるという形を考えています。流山セントラルパーク駅前の市有地は学校法人に貸すことになっていますが、流山おおたかの森駅前に1ヘクタールの市有地があり、民間の活力でお願いしたいということで、1ヘクタールの一面にマンションを作ってその収入でホールを作っていたく構想があります。現段階では500人程度の音楽がきちんと聴けるホール、駅ビルには市の出張所、宿泊施設を誘致したいということです。

(辻野委員)

流山の隣の野田、柏、松戸には流山にはない施設があります。「母になるなら流山市」ということで子育てということで流山に引っ張っていますが、条例を作ることによって、その引っ張る力になるのであれば作った方が良くと思います。

私は、博物館友の会に入っていますが、そこでもまとまった発表の場がないので、コンサートホールなり劇場のような場所ができると、いろいろな意味で活性化されるという議論は時々出ています。

3年前は、条例は必要ないという結論だったとのことですが、時期が経ったことと目玉とするにはよいのではないかと、この辺で考えでも良いのではないかと思います。まず条例があって引っ張ってくるか、施設を作って、それらに合わせた条例を作るかは、違った面もあるかと思いますが。

(川上委員)

流山ではホールがあっても、コンサートができる環境のものではないので、文化的にも高めるということであれば、コンサートに適したプロが演奏したくなるようなホールであれば、立ち上げ次第では強力なものになると思うので、個人的には賛成したいと思います。

(石川委員)

今流山市では、市民が実行委員会制でジャズフェスティバルなどを開いているように、市民の活動を市が強力にサポートしてくださっていることもあり、文化的な雰囲気醸成されてきていると思いますが、将来市の方針が変わった時などに活動が阻害されることがないように、具体的なアクションプランを盛り込んだ条例を作ったほうが安心して芸術家の方が来てくださったり、住んでくださったり、ホールを利用してくださったりして芸術活動ができるので良いと思います。

(皆川委員)

条例は賛成です。良いと思います。

流山市に来て、活気のある市だと思っています。流山市は人口が増えていて、いろいろな人、芸をお持ちの方も多くいると思いますので、そういう人が発信すること、団体が認知されないこともあるのではないのでしょうか。だから条例があって、市からのトップダウンではなくて、市民のNPOや文化事業をやりたいという人が、この条例に救われてやってやろうと育っていくような条例はあった方がいいでしょうし、ホールや発表の場もそうですが、草の根的な文化活動が広がって結集できるような条例、従来の行政が引っ張っていく発想ではなくて、市民が育っていくような、促すような条例ならば市民からも好まれるかと思っています。

(渡邊委員)

条例によって、どう変わっていくのか。流山の文化活動にもいろいろあって、市民がいろいろやっていること、伝統行事がたくさんあり、地域の方、市民が力を合わせながらやっているのが現状であるわけです。その上状況にプラスになる条例ならば良いと思いますが、現状維持、形だけの条例であれば必要ないと思います。そこに何が必要なのかということが盛り込まれて来なければ、絵に描いた餅のようなもので必要ないのではないかと考えます。予算面の工夫や市民が中心である活動に行政がどうかかわっていけるのかといった行政の枠組みができた時に、今年度は無理でも、そういった枠組みを作りながらやっていくことが条例を作っていく意味なのではないかと思えます。

(佐々木副会長)

3年前に我孫子市のスポーツ文化課で我孫子市の文化芸術振興条例について伺いました。これをつくって何が一番きついか聞きました。簡単に言いますと、我孫子市さんは理念条例ですが、理念条例であっても、その裏打ちになることをどこまでできたかどうかを議会で聞かれるということでした。それに応えるだけの予算があればよいのですが、それはないので、大変ご苦労されているとのこと、流山市で市民の方が頑張っていることも、文化の伝承も、図書館についてもいろいろ思いはあったのですが、3年前はそこにひっかかりました。財務部でそうしたことをきちんと押さえてくれるのであれば、文化条例もやりたいのです。作った後からどうなっているのかなど、教育委員会が対応できるならば、と思えます。

(皆川委員)

条例になるのか、文化憲章で終わるのか、そこで大きな違いがあります。生涯学習部等で条例に基づいて文化振興課をつくるとか、担当課を設置してやるのであれば構いませんが、条例はいろいろなことを拘束しますから、生涯学習部が担当でやることになるのではないのでしょうか。

(濱田委員)

一般的な条例だと変化がないのである程度絞り込んだ方がよいのかな

と。だから、条例は条例でよいのですけれども、その裏側でバッハホールなどはバッハを聴いて外へ出るとカエルが鳴いているという、とんでもない田舎街にボコンとできてしまった、というので作った町長が宮城県知事になって汚職で逮捕されたとか。ここは新しい施設もできてきているわけだから、文化のための1%運動のような話で、今の新しい交流センターを作るとするならばそこに何かモニュメントはあってよいでしょうし、流山おおたかの森の駅前にはもっとアートがあればよいですけれども、きわめてシャビィです。文化のための1%運動が裏側にあれば、箱モノにはモニュメントができるとか、音楽でもよいしアートでもよいし、何かそういうようなことが裏側にあるということが大事だろうと思います。

(小林会長)

事務局がおっしゃったように、良い流れがあるのですね。実現するかどうかは別として、新しいホールから新しい体育館、あるいは生涯学習センターのリノベーションを含めた一連の流れで流山市が文化芸術、スポーツ振興に向いていることは確かなので、そういう意味でちょっとロングタームの基本施策を盛り込めばうまくまとまるかなという気もするのですけれども。

小林さん、どうぞ。

(小林委員)

まさしく渡邊先生がおっしゃったことで、こういうことをしたいという時にこういう条例があると動きやすい、やりやすいというための条例だと思っております。条例には2つあって、変なことをされないために規制するための条例と盛り上げるための条例と2つあると思うのですが、今どちらを求めているらっしゃるのか、私個人では見えないのですけれども、ここに集まっている委員さんは生涯学習部に好意的な方ばかりですので、先ほど佐々木先生が心配なさっていた条例を作ったがために、動きづらかったり、議会につつかれるといったことがあっては本末転倒なので、これから文化発展のために盛り上げるための条例であればぜひとも作っていきたいのですが、どんなものを求めているらっしゃるのか、私たちが求めるのかをこれからしっかり考えていかなくてはと思います。

(井田委員)

おたかの森にホールを誘致したいということのために必要であるというならば必要ないかと、そこが最初の目的になってしまっているのかなど。私は市民の間から草の根的に盛り上がっている部分というものが流山は大きいと思っているので、マンガの『球世主』とか流山フィルムコミッションとかもいろいろ場所を提供したりしているので、市民が身近に感じている部分では盛り上がりがあるのでそれを阻害しないようにする方向は考えていかななくてはならないけれど、今すぐにこの条例が必要なのかといえば、ちょっと疑問が残っています。

(辻野委員)

今、新体育館を建設するのに寄付金を募っていますが、先ほど予算の裏付け云々とありましたが、そういう新しいものを作るのに建設金を出したのだから利用するのも我々がやるというための、宣言なのか案なのか条例なのかということはありませんけれども、そのための条例であっても良いと思います。文武ではないが、体育の方はこういう方向で進んでいるのに文化活動はそうでもないということではなくて、すぐにでも進めてはどうかと思います。

(小林会長)

一応皆様のご意見をお伺いいたしまして、今日は疑問点もありましたが、好意的な意見が多く出ました。これも年末に私たちが意見を出すとなれば参考資料に書いてあるような文言が必要になります。これも何人かの人たちで具体的に少し作業をしていただきたいと思います。今日の結論は、こういうものがあって文化が進めばよいのではないかということが審議会の大意であると思います。これで今日の2つの議題については審議したということにして、次のことがありますのでお願いします。

(事務局)

その他として、「流山市ゆうゆう大学の年齢要件について」を説明

(小林会長)

今の説明の本当のご提案はどこなのですか。例えば1案は65歳とす

る、2案は60歳のまま、3案は、2年後は62歳というようにだんだん動かしていくというようにあるとしたらどうですか。

(事務局)

今、ご説明いたしましたところの3ページのところに、年金受給とあわせて一番丁寧にスライドさせたものがありますが、これだけかかってしまうのですね。

(小林会長)

問題は何かというと、充実した教育をしたいためにある程度キャパを絞りたい、360名で行きたい。ところが今のままでは60歳では応募者が多いのでリジェクトされる人が出てしまうと、その辺の兼ね合いをどうしたらよいかということが質問と考えてよいですか。

(事務局)

そうです。それから、追加資料で内閣府の資料を今から配布します。ゆうゆう大学ではいろいろな選択科目、一般教養がありますが、その中の一つに地域活動のための学習とか地域に溶け込むためのものなどが含まれているのですが、そういった部分をもっと膨らませるということも考えられると思います。

(小林会長)

では、今日は、私の議事進行がよくなって時間になってしまいましたので、これは今日結論を出さなくてよいということなので、資料が今日配布されましたので、次回にどの辺に落ち着けるかということを経験して結論を出そうと思いますので、次回までにぜひよく読んでお考えをまとめてきてください。

(小林委員)

お願いがあるのですが、よろしいでしょうか。

資料の中に、こちらに載っているのは入学者の年齢分布で1.6倍ということは216名の方が落選した後の360名の年齢分布ですよ。例えば、応募状況で抽選を行う前の応募者は高齢者が多いのか60歳か

ら64歳が多いのかといった資料をいただければ参考になるのですが。

(渡邊委員)

それと、ゆうゆう大学が充実してきているので、もう一度勉強したいという人も増えてきていると思うのですね。初めての方がどのくらいいらっしゃって、継続の方がどのくらいかという資料もいただきたいです。

(小林会長)

今の2点は、またネットで送ってください。お願いします。
その他についてはこれで良かったですか。図書館は。

(事務局)

図書館の開館時間等について報告

(小林会長)

審議会としては、勤務の問題が解決して、ユーザーのためになるとお考えになるのであればお進めいただいてよろしいのではないのでしょうか。審議会としてはお進めくださいということですね。

これで一応すべて出たと思います。次回はいつごろにいたしますか。

(事務局)

大まかですけれども、6月議会が7月上旬までありますので、それが終わって7月中にできればと思っております。

(小林会長)

それでは7月の終わりごろにあるということですね。

それから、最初の2つの議案につきましては、勝手ではございますが、私と副会長で何人かにメールを出して、これは無料奉仕ですけれども、ミニディスプレイを開かせていただいて、次回の資料づくりを進めたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは本日は、多少延びましたけれども、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

(1 6 : 0 9 閉会)